

下請契約における暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、明石市上下水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と本工事の一部について締結する請負契約（以下「下請契約」という。）及び資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特約に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。
- 4 受注者は、下請契約（下請契約が数次にわたるときは、そのすべての下請契約を含む。以下同じ。）の受注者が暴力団等であることが判明したときは、元請契約の受注者（以下「元請負人」という。）に報告するとともに、その者を当該下請契約から排除しなければならない。
- 5 受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から工事の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、元請負人に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。下請契約の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び下請契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は下請契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者を含む。）
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を元請負人を通じて、明石警察署長に提供することができる。

(発注者の解除権)

- 8 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団員（条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約を締結するに当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (8) 受注者が、第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約の受注者としての特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと

認められるとき。

(発注者による解除)

- 9 発注者は、前項の規定に関わらず、受注者が次に該当するときは、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(1) 暴力団等であると判明したとき。

(2) 第三者に業務を行わせる場合、その第三者が暴力団等であると知りながらその契約を締結したと認められるとき。

(3) 第三者に業務を行わせる場合において、その第三者が暴力団等であるため、その第三者と契約しないよう、又は第三者と締結している契約を解除するよう求めたにも関わらず、その求めに従わなかったとき。

(解除に伴う措置)

- 10 前2項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(誓約書の提出等)

- 11 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結までに、次の事項に関しての元請契約の発注者に対する誓約書を提出しなければならない。

(1) 受注者が暴力団等でないこと。

(2) 下請契約を締結するに当たり、暴力団等を下請契約等の受注者としないこと。

(3) 下請契約の受注者が暴力団等であることが判明したときには、その旨を元請負人に報告するとともに、その者を当該下請契約から排除すること。

(4) 受注者が前3号のほか、本工事契約の約定及び本工事契約に係る特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の元請契約の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(5) 下請契約を締結した場合は、下請契約の受注者から、この項に準じて作成した元請契約の発注者に対する誓約書を下請契約の締結後直ちに元請負人に提出すること。

(6) 下請契約の受注者が誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求め、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を元請負人に報告すること。

(7) 本工事契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、元請負人に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

(8) 下請契約の受注者に対し、当該下請契約の履行に伴い不当介入を受けたときには、受注者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うよう指導すること。

(9) 下請契約の受注者から不当介入を受けたという報告を受けたとき及び下請契約の受注者が不当介入を受けたことを知ったときには、元請負人に報告すること。

- 12 受注者は、下請契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該下請契約の受注者に元請契約の発注者に対する誓約書を下請契約の締結後直ちに提出させ、当該誓約書（第3項の規定によりこの特約に準じて下請契約に定めた規定により提出させた誓約書を含む。）を元請負人に提出しなければならない。

- 13 受注者は、下請契約の受注者が前項に規定する誓約書を提出していないことが判明した場合には、直ちにその提出を求めるものとし、下請契約の受注者が応じないときは、その旨を発注者に報告しなければならない。

- 14 受注者は、第11項及び第12項の規定により誓約書を提出する必要がない場合であっても、元請契約の発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、元請負人及び明石警察署長に協力を求めることができる。